

議題 1

水産第 639 号
令和 8 年 5 月 11 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

松浦海区における区画漁業の漁場計画の変更について（諮問）

令和 5 年 9 月 1 日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第 64 条第 4 項の規定により貴会の意見をお聴かせください。
なお、答申は令和 8 年 6 月 30 日までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

漁場計画（案）

（令和8年5月）

松浦海区

区 画 漁 業

1 区画漁業

- (1) 公示番号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の名称 別表のとおり
 - イ 漁業の時期 別表のとおり
 - ウ 漁場の位置 別表のとおり
 - エ 漁場の区域 別表のとおり
- (3) 制限又は条件
 - ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
 - イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない
 - ウ わかめ養殖業においては、毎年5月31日までに養殖施設を除去しなければならない。
- (4) 免許予定日 令和8年10月●日
- (5) 申請期間 令和8年7月●日から令和8年8月7日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

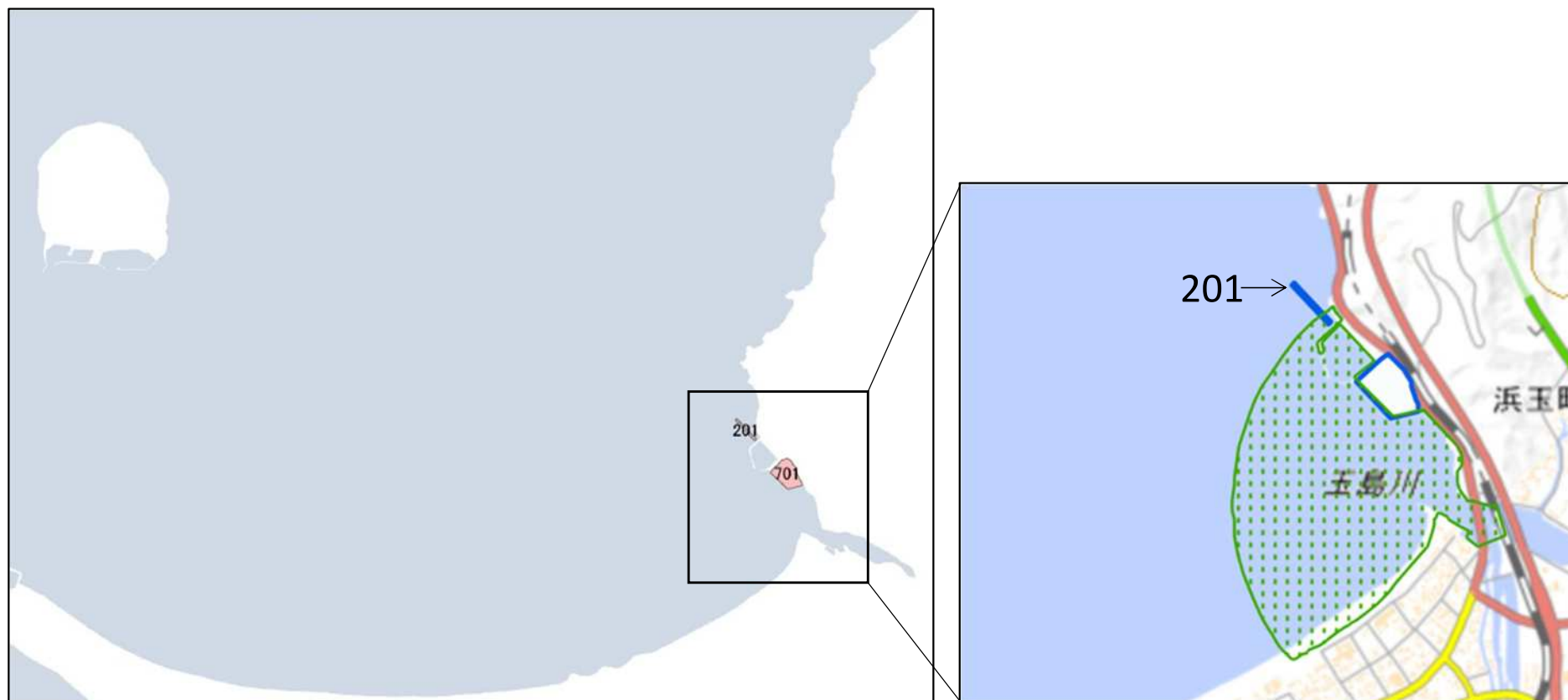
- 存続期間 令和8年10月●日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図のとおり

別表

| 公示番号 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 関係地区 | 個別漁業権または団体漁業権の別 | 備考 |
|----------------------|--------------|--------------------------|-------------------|--|--------------------------------------|-----------------|---|
| 松 区 第201号 | わかめ養殖業 | 10月1日から 翌年5月31日 まで | 唐津市浜玉町 測上地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒 | 唐津市浜玉町 | 団体漁業権 | 漁業の時期の延長 |
| 松 区 第202号 | わかめ養殖業 | 10月1日から 翌年5月31日 まで | 唐津市大島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 17秒 東経 129度 58分 13秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 09秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒 | 唐津市西唐津、 大島及び唐房 | 団体漁業権 | 漁場の縮小 |
| 松 区 第203号 | わかめ養殖業 | 10月1日から 翌年5月31日 まで | 唐津市大島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 32秒 点エ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 34秒 | 唐津市西唐津、 大島及び唐房 | 団体漁業権 | 漁場の縮小 |
| 松 区 第501号 | かき垂下式 養殖業 | 1月1日から 12月31日まで | 唐津市大島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 17秒 東経 129度 58分 13秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 09秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 20秒 | 唐津市西唐津、 大島及び唐房 | 団体漁業権 | 漁場の拡大 |
| 松 区 第502号 | かき垂下式 養殖業 | 1月1日から 12月31日まで | 唐津市大島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 34秒 点イ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 32秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 26秒 点エ：北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 57分 27秒 | 唐津市西唐津、 大島及び唐房 | 団体漁業権 | 漁場の拡大 |
| 松 区 第535号 (予定) | かき垂下式 養殖業 | 1月1日から 12月31日まで | 唐津市肥前町大 字星賀柿ノ浦 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 47分 54秒 点イ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 54秒 点ウ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 47分 56秒 点エ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒 | 唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島 | 団体漁業権 | 新規 制限及び条件：当該漁業 権に係る区画漁業で養殖 されるかき類は、松区第 515号、533号および551号 に係る区画漁業で養殖の 用に供される施設から移 送されたものでなければ ならない。 |

漁 場 計 画 図

区画漁業権図（松区第201号）

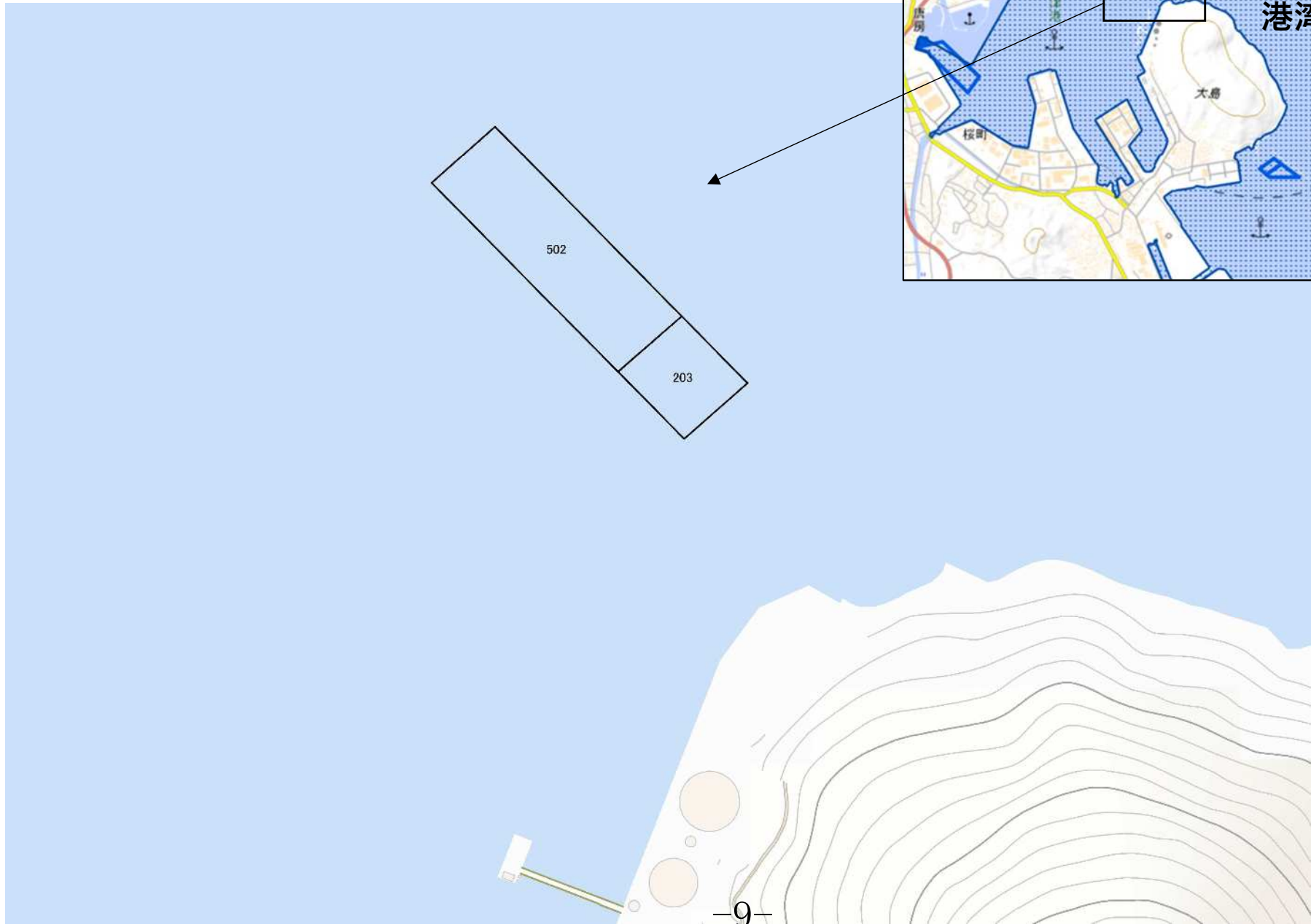


※ 緑枠：漁港区域

区画漁業権図（松区第202号・501号）



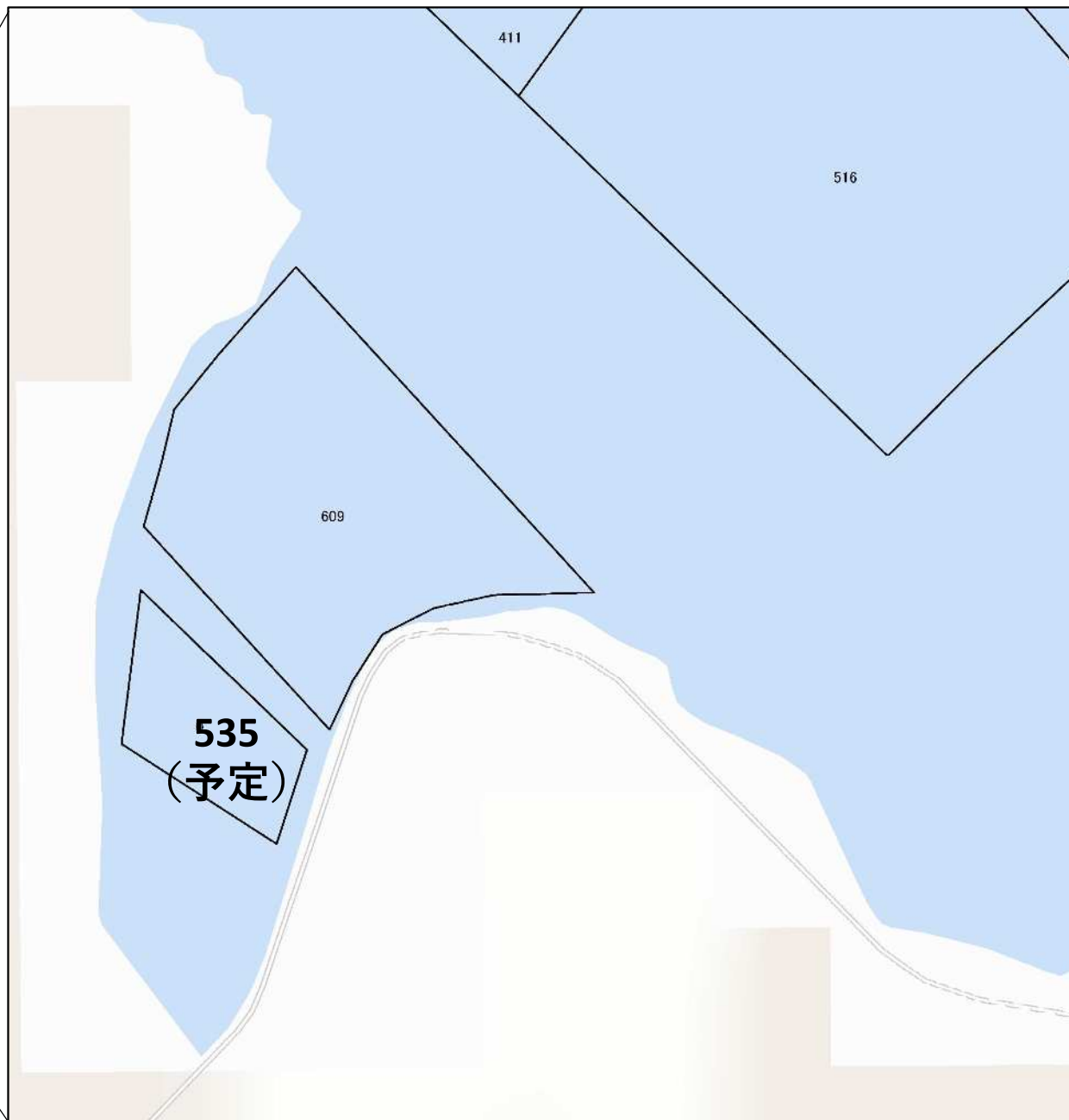
区画漁業権図（松区第203号・502号）



区画漁業権図（松区第535号）



※ 緑枠：漁港区域



公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、松浦海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

令和8年●月●日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

次回（第14回）委員会と同日

1 日 時

令和8年●月●日（●） ●：●～

2 場 所

唐津市海岸通り7182番地217

唐津市水産会館 多目的ホール

3 議 事

区画漁業の免許に係る漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区及び地元地区について

4 漁場計画の内容

松浦海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。

5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

公聴会の2日前

6 公述者の注意事項

- (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和8年●月●日（●）までに松浦海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
- (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

水産第 636 号
令和 8 年 (2026 年) 5 月 12 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

ぶりに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定 (案) について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙 (案) のとおり定めたいので、同条第 2 項の
規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 山本・伊藤)

ぶりに関する令和8管理年度（ぶりでは令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

ぶり

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|---------|------|
| 佐賀県ぶり漁業 | 試行水準 |

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

| 特定水産資源 | 都道府県別漁獲可能量 (トン) | 基本シェア (%) | 現行水準の場合の目安数量 (トン) |
|----------------|-----------------|-----------|-------------------|
| すけとうだら太平洋系群 | | | |
| すけとうだら日本海北部系群 | | | |
| すけとうだらオホーツク海南部 | | | |
| すけとうだら根室海峡 | | | |
| するめいか | 現行水準 | 0.03% | 50 トン未満 |
| かたくちいわし瀬戸内海系群 | | | |
| ぶり | 試行水準 | — | |

事 務 連 絡
令和8年3月17日

佐賀県水産主務課 御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和8管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる
試行目安数量について

令和8管理年度においてステップ2の管理を行う特定水産資源について、下
記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量を算出
したので提示します。

記

| 特定水産資源 | 都道府県別漁獲可 能量（トン） | 参考シェア（％） | 試行目安数量（トン） |
|--------|--------------------|----------|------------|
| ぶり | 試行水準 | 0.12% | 116 |

（注記1）参考シェアは、令和3年から令和5年までの都道府県及び大臣管理
区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値。

（注記2）参考シェアの計算には、農林水産統計のブリ類の漁獲量を使用。令
和7年3月28日付で農林水産統計（確報）が公表されたため、本事務連
絡においては、農林水産統計（確報）の漁獲量を使用した。

（注記3）管理を行う際の参考となる試行目安数量は、漁獲可能量に参考シェ
アを乗じた数値。

水産第 826 号
令和 8 年 5 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

特定水産資源に係る令和 8 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当 山本、伊藤）

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度(令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

まさば及びごまさば対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|----------------|------|
| 佐賀県まさば及びごまさば漁業 | 現行水準 |

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

| 特定水産資源 | 都道府県別漁獲可能量（トン） | 基本シェア（%） | 現行水準の場合の目安数量（トン） |
|-----------------|----------------|----------|------------------|
| まさば及びごまさば太平洋系群 | | | |
| まさば及びごまさば対馬暖流系群 | 現行水準 | 0.06% | 117 |
| ずわいがに太平洋北部系群 | | | |
| ずわいがに日本海系群A海域 | | | |
| ずわいがに日本海系群B海域 | | | |
| ずわいがに北海道西部系群 | | | |

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| ずわいがにオホー ツク海南部 | | | |
| まだら本州太平洋 北部系群 | | | |
| まだら本州日本海 北部系群 | | | |
| まだら北海道太平 洋 | | | |
| まだら北海道 日本海 | | | |

議題 5

1 佐賀玄海漁業協同組合

令和 8 年 5 月 15 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

住所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号

2 適用除外の目的・理由

佐賀玄海漁協では、磯焼け対策として、従来行われてきた異常繁殖したムラサキウニの駆除と併せて、採捕と駆除とを両立させる駆除ムラサキウニの利活用に関する取組を推進しているところである。

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号はムラサキウニの採捕期間制限に関するものであり、制限期間中は取組を停止せざるを得ないことから、年間を通してムラサキウニを採捕し継続的に取組推進する体制を確保できるよう適用除外を申請する。

3 適用除外の期間

承認の日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで

4 漁業を営む者の住所及び氏名

別紙 1 のとおり

5 漁業に使用する船舶

別紙 1 のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

水産動植物の名称：ムラサキウニ

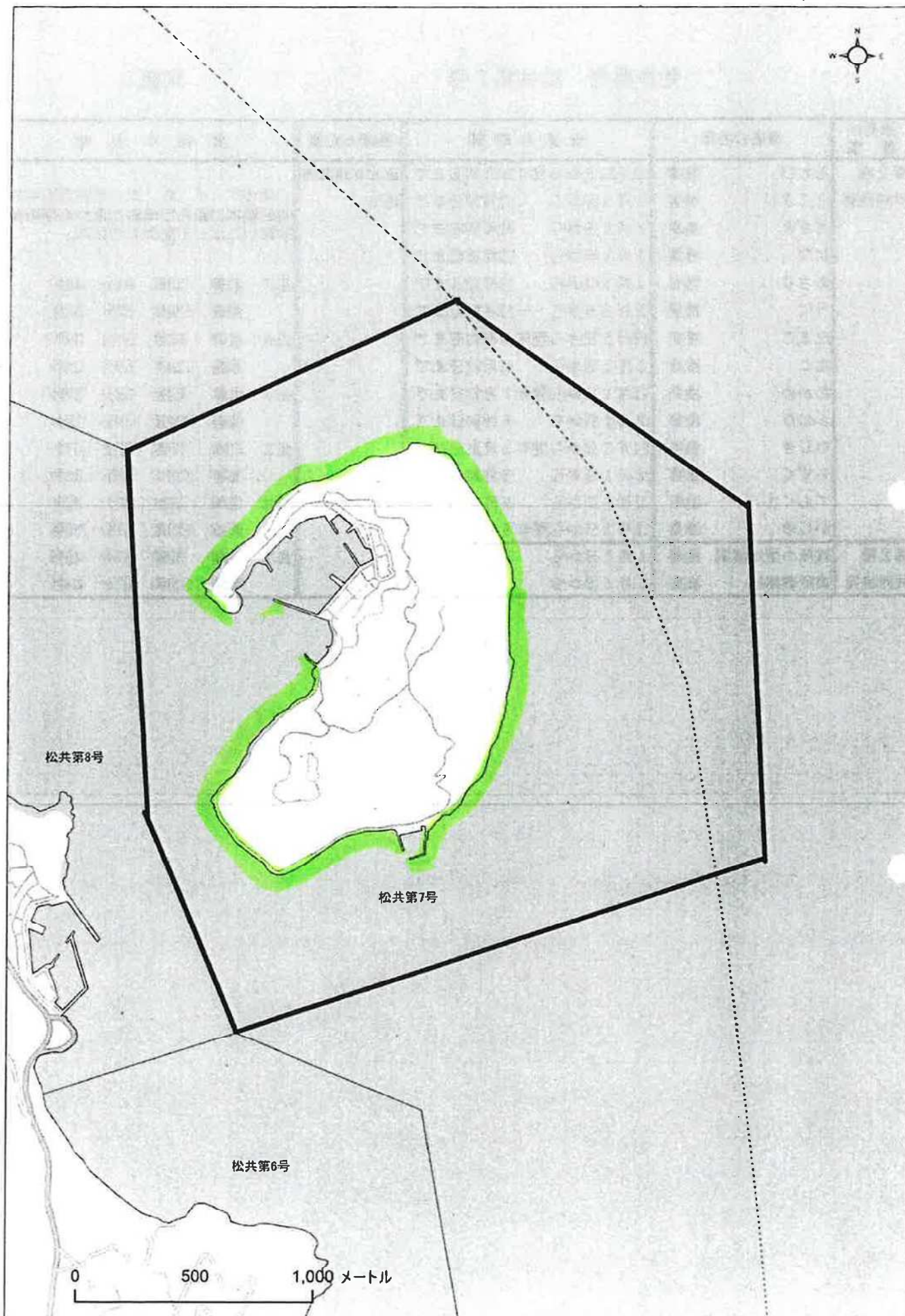
数量：6, 000kg

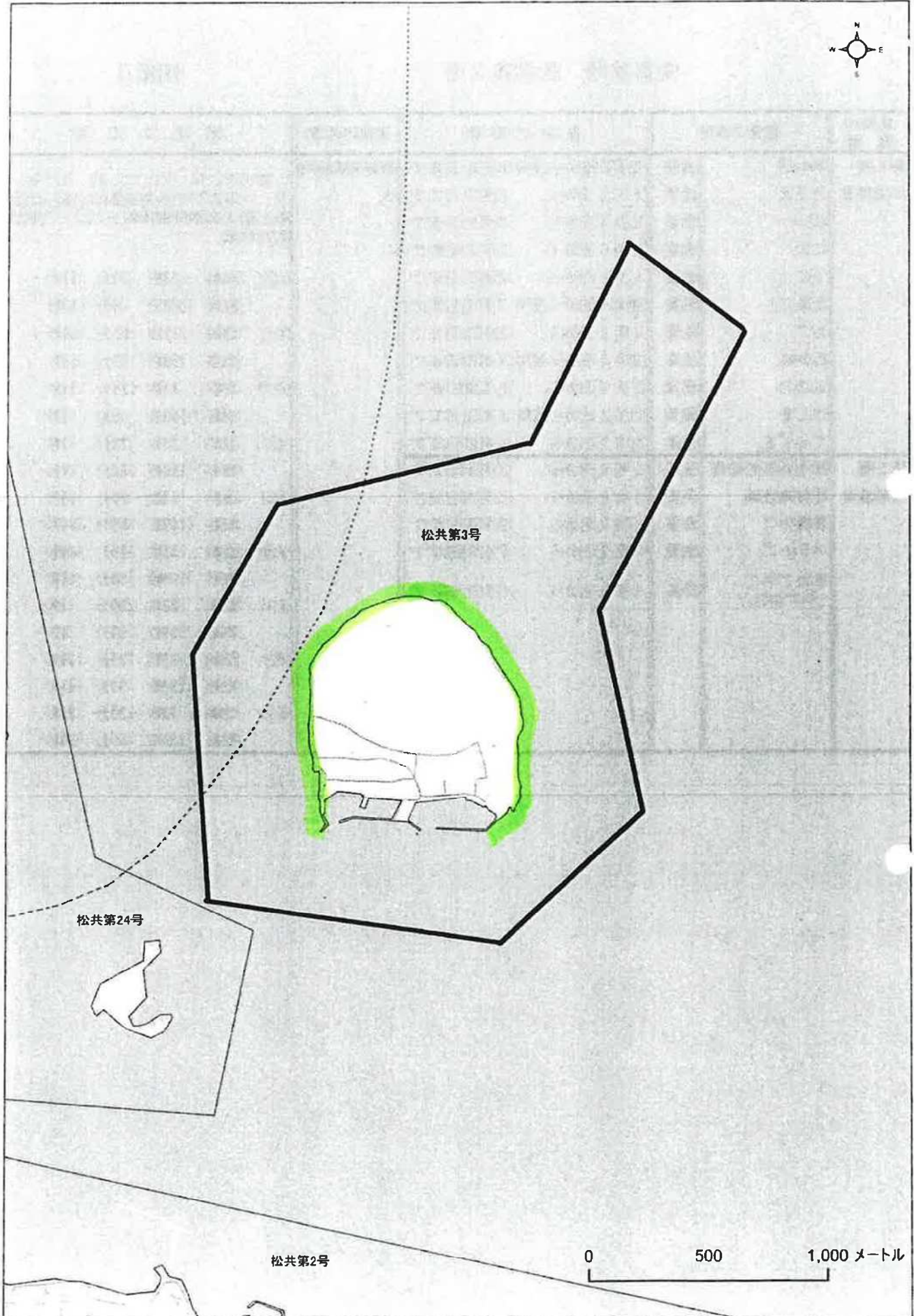
7 漁業を営む方法

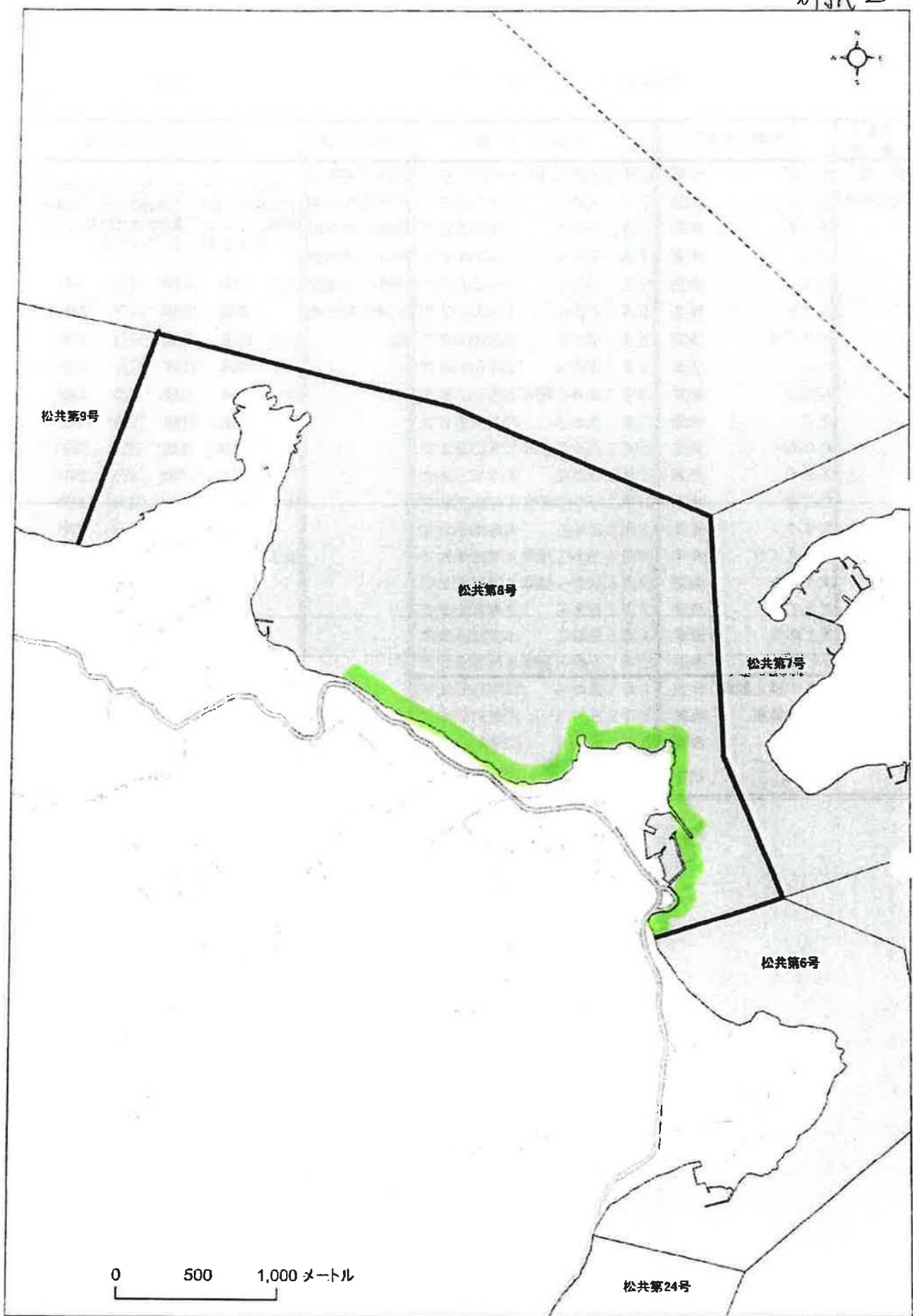
簡易潜水器を用いた潜水採捕

8 漁業を営む区域

別紙2のとおり







議題 5

2 屋形石漁業協同組合

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 佐賀県唐津市屋形石 3464 番地 1
氏名 屋形石漁業協同組合
代表理事組合長 平田 芳弘

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 適用除外を申請する委員会指示
松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号
- 2 適用除外の目的・理由
屋形石漁協では、磯焼け対策として、従来行われてきた異常繁殖したムラサキウニの駆除と併せて、採捕と駆除とを両立させる駆除ムラサキウニの利活用に関する取組を推進しているところである。
松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号はムラサキウニの採捕期間制限に関するものであり、制限期間中は取組を停止せざるを得ないことから、年間を通してムラサキウニを採捕し継続的に取組推進する体制を確保できるよう適用除外を申請する。
- 3 適用除外の期間
承認の日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで
- 4 漁業を営む者の住所及び氏名
別紙 1 のとおり
- 5 漁業に使用する船舶
別紙 2 のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

水産動植物の名称：ムラサキウニ

数量：3, 000 kg

7 漁業を営む方法

簡易潜水器を用いた潜水採捕

8 漁業を営む区域

松共第8号3号区域（別紙3のとおり）

(別紙 3)

漁業を営む区域

